

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 22 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた
出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

今般、第81回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。この中で、経済社会活動を継続できるようにするため一律「7割」という出勤者数の削減を求めないとされたところ、上記を踏まえて、令和3年11月19日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」と「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」の別添事務連絡が発出されました。

出勤者数の削減に関しては、ワクチン接種の進展や中和抗体治療の普及により、出勤に伴う感染リスクは一定程度低減していると考えられる中で、出勤の在り方についても、経済社会活動との両立を考えていく必要があることを踏まえ、経済社会活動を継続できるようにするため、一律「7割」という出勤者数の削減を求めないこととされました。具体的な基本的対処方針の関係記載については下記【1】の通りです。

つきましては、引き続き廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にさせていただきながら、

- 現在においては、すべての都道府県が「緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県」となったことを踏まえ、下記【1】3の取組を行うこと
- 将来、もし緊急事態措置区域となった場合においては、下記【1】1に基づき、各事業者における出勤者数の削減に係るこれまでの取組や効果、感染拡大時の業務の継続性の必要性、「新たな日常」に向けた取組方針等を考慮しながら、各事業者が出勤者数の削減の目標を設定することとされていること

について、御了知の上で実施に御協力いただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。

また、各都道府県協会及びその会員企業が、緊急事態宣言発出により出勤者数の削減の目標を定めることとなった場合に備えて準備や検討を行う際には、必要なサポートに御協力くださいますようお願いいたします。

出勤者数の削減に関する実施状況については、令和3年5月14日及び5月28日にお送りした当課からの事務連絡・メール連絡により、公表フォーマットに沿った形で公表することについて、ご協力と各都道府県協会及びその会員企業に対する周知をお願いしてきたところです。

今般の基本的対処方針の変更等を踏まえ、公表フォーマットについて下記【2】のとおり見直しが行われておりますので、これに関しても、御了知の上で御協力いただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。

記

【1】出勤者数の削減に関する基本的対処方針の記載

1 緊急事態措置区域である都道府県における取組

特定都道府県は、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

2 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする

- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

3 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、以下の取組を行うものとする

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

4 出勤者数の削減の実施状況に関する公表

- ・ 政府は、(略) 経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

【2】出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット

- ① 緊急事態措置区域以外の都道府県においては、(1) を用いて具体的な取組や工夫を記載
- ② 緊急事態措置区域となった場合に出勤者数の削減の目標を定めた際には、(1) を用いて具体的な取組や工夫を記載していただくとともに、(2) を用いて定量的な取組内容を記載
- ③ (2) の実績の算出方法や公表するタイミングについては、各企業・団体等において、それぞれの実態把握の実情等を踏まえ、判断する

(1) 具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク用のノートパソコンを○台導入 ・ テレワーク実施者に携帯電話を貸与 ・ オンライン会議システムやビジネスチャット等のIT環境を整備 ・ テレワークを可能とするよう社内の就業規則を改定 ・ 会議や研修を原則オンライン化 ・ テレワーク手当を導入

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有給休暇の取得奨励 ・ 時差出勤の奨励 ・ ローテーション勤務の推進

(2) 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲（注1）	目標	実績(注4)
テレワーク実施可能な社員（社員の○%）	出勤者削減率	出勤者削減率
・ 対象とする部門又は職種：○○、○○	（注2）	（注2）
・ 現場作業が必要な部門又は職種：○○、○○	○%	○%
【主たる部門における実施状況】（注3）		

○○支社 テレワーク実施可能な社員（社員の○%） ・対象とする部門又は職種：○○、○○ ・現場作業が必要な部門又は職種：○○、○○	○%	○%
△△事業所 テレワーク実施可能な社員（社員の○%） ・対象とする部門又は職種：○○、○○ ・現場作業が必要な部門又は職種：○○、○○	○%	○%

注1. 算定の対象とする従業員の範囲については、テレワーク実施可能な社員の割合、及び範囲（対象とする部門又は職種、あるいは現場作業が必要等によりテレワーク実施可能でない部門又は職種等）を記載してください。

注2. 出勤者数の削減率については、テレワークに加えて、休暇取得等によるものも含めてください。

注3. 各事業者における実態を適切に反映させるため必要な場合や集計の都合上は区分することが必要な場合等は、本社、支社、地域事業者等で区分して記載してください。

注4. 実績の算出方法や公表するタイミングについては、各企業・団体等において、それぞれの実態把握の実情等を踏まえ、判断してください。

備考：緊急事態措置区域以外の都道府県においては、（1）具体的な取組や工夫を記載してください。（2）定量的な取組内容については、緊急事態措置区域となった場合に各事業者が設定した出勤者数の削減の目標等を記載してください。また、各企業・団体において、さらに補足して公表すべき内容がある場合には、適宜追加して記載ください。

基本的対処方針が変更されたことを踏まえ、テレワークの活用や休暇取得の促進等をお願いするものです。

事務連絡

令和4年1月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

各府省庁におかれては、出勤者数の削減に向けた取組の推進に御協力いただいております、感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、1月27日から2月20日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県が追加されるとともに、広島県、山口県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が2月20日まで延長されました。

オミクロン株の市中感染が拡大し、急速な感染拡大が続いているところ、今後、こうした状況が継続した場合には、近い将来、医療提供体制に大きな負荷がかかりかねない可能性があることから、引き続き、早急に感染拡大を防止する措置を講じる必要があります。

こうした状況を踏まえ、各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、以下の取組を行うよう働きかけをお願いいたします。

記

1 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする

- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

2 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）

担当者：阪本、岩熊

TEL：03-6257-1309

MAIL：g.singatainrfuru.taisaku001@cas.go.jp